

第2次
基山町食育推進基本計画



令和6年

基山町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の趣旨	
2. 計画の期間	
3. 食育の考え方	
第2章 食をめぐる現状	2
1. 食を取り巻く環境	
2. 食育と栄養	
3. 食育と健康	
4. アンケート調査結果	
第3章 これまでの取組	15
第4章 取組の基本方針及び目標	16
1. 基本方針	
2. 重点課題に係る目標設定の考え方	
3. 第2次基山町食育推進基本計画の目標指標一覧	
第5章 具体的取組の展開	19
1. 事業の展開	
2. 具体的な役割	
参考資料	22
ライフステージ別の取組例	
基山町食育推進基本計画策定委員会名簿等	
基山町食育推進基本計画策定委員会設置要綱	
食育基本法	
用語説明	
基山町の郷土料理	

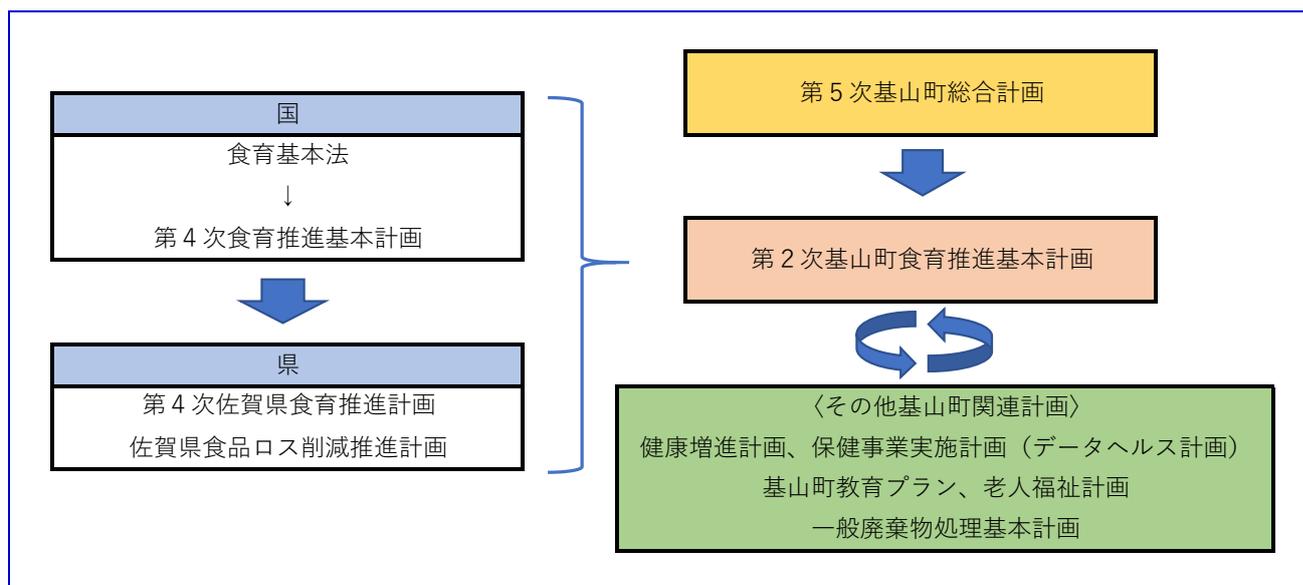
語句の語尾に※がついているものは、32 ページの用語説明に解説を載せています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく基山町の食育推進基本計画として定めます。

〈計画の位置づけ〉



2. 計画の期間

令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間とします。なお、社会情勢等の変化により必要に応じて見直します。

3. 食育の考え方

食べることは生きること。食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであり、命を育むものです。様々な経験を通じて、「食」の知識と「食」の選択の力を習得し、健やかで豊かな食生活を実践することができるようにする活動が食育です。

第2章 食をめぐる現状

1. 食を取り巻く環境

①人口・世帯数

基山町の世帯数は増加傾向にあります、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

人口・世帯数の推移

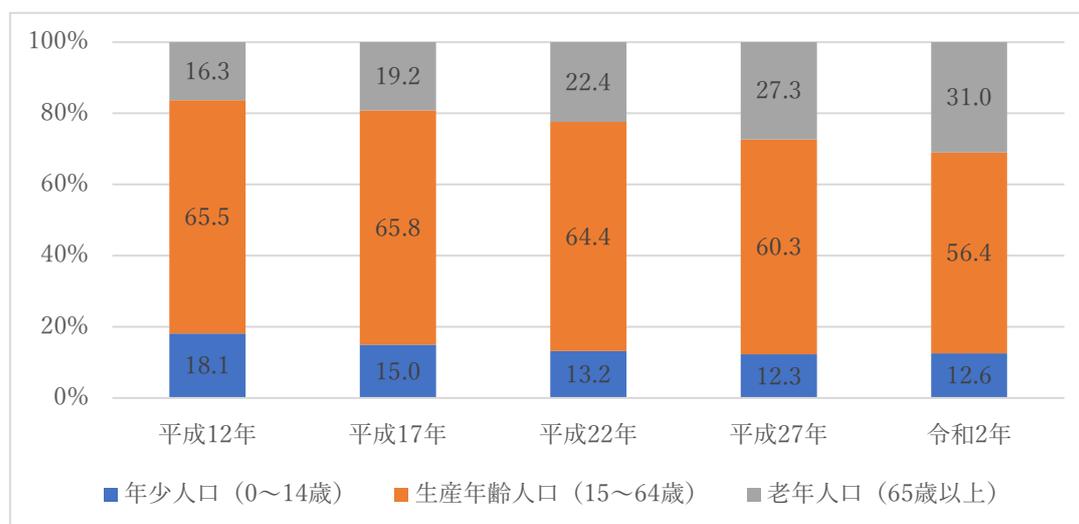


(国勢調査)

②年齢構造

年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向となっています。

年齢3区分別人口割合の推移

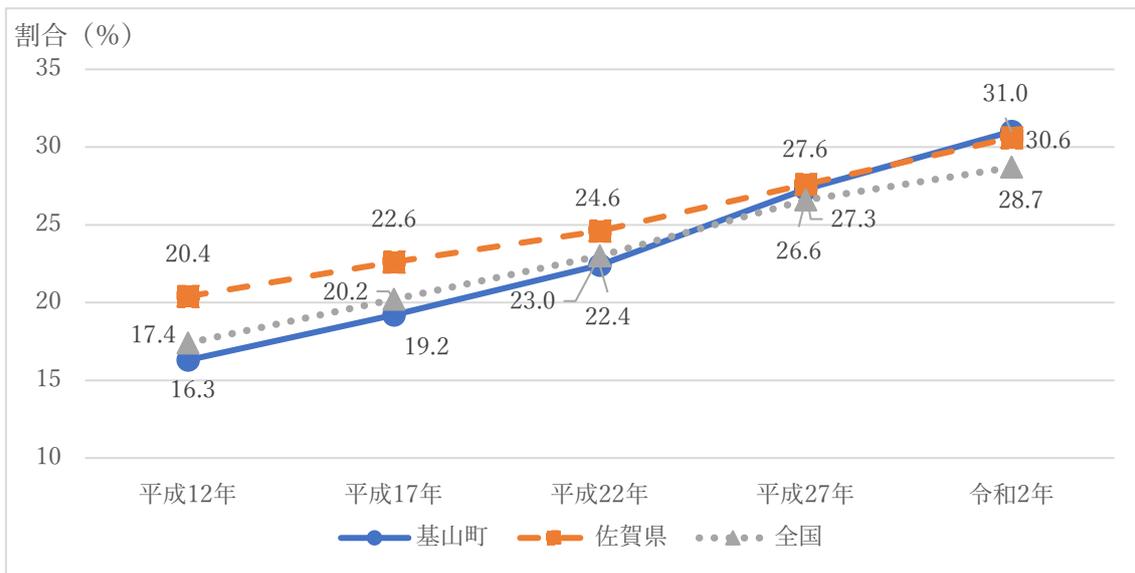


(国勢調査)

③高齢化率の推移

高齢化率は、令和2年で31.0%と国や県に比べて高くなっています。

高齢化率の推移

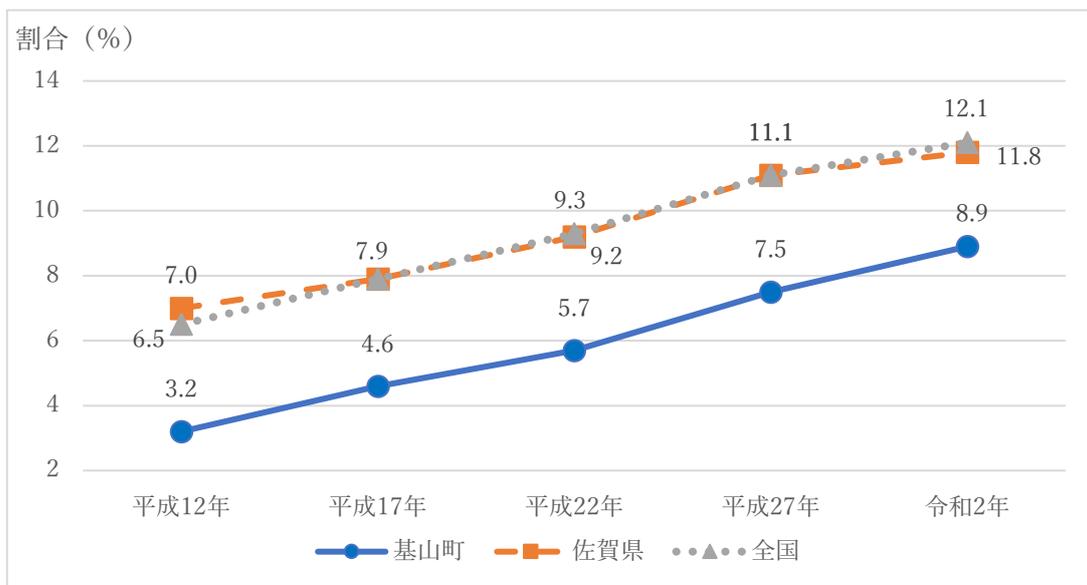


(国勢調査)

④高齢者の独居世帯

一般世帯数に占める高齢者独居世帯の割合は、令和2年で8.9%と増加傾向にあります。

高齢者独居世帯割合の推移

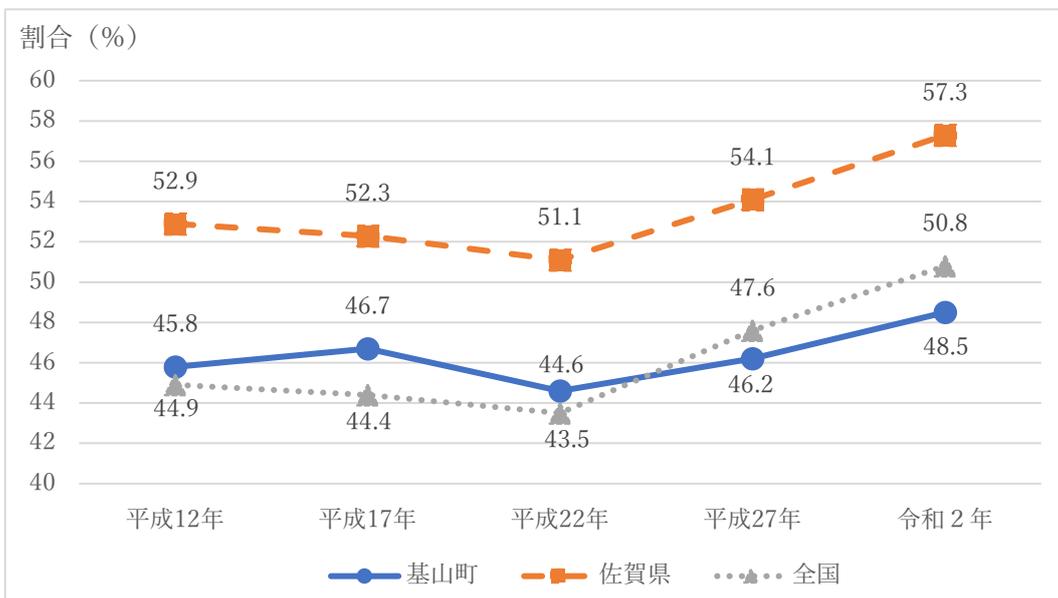


(国勢調査)

⑤共働き家庭の状況

共働き家庭の割合は、増加傾向にあり、令和2年は48.5%になっています。

共働き家庭の割合の推移



(国勢調査)



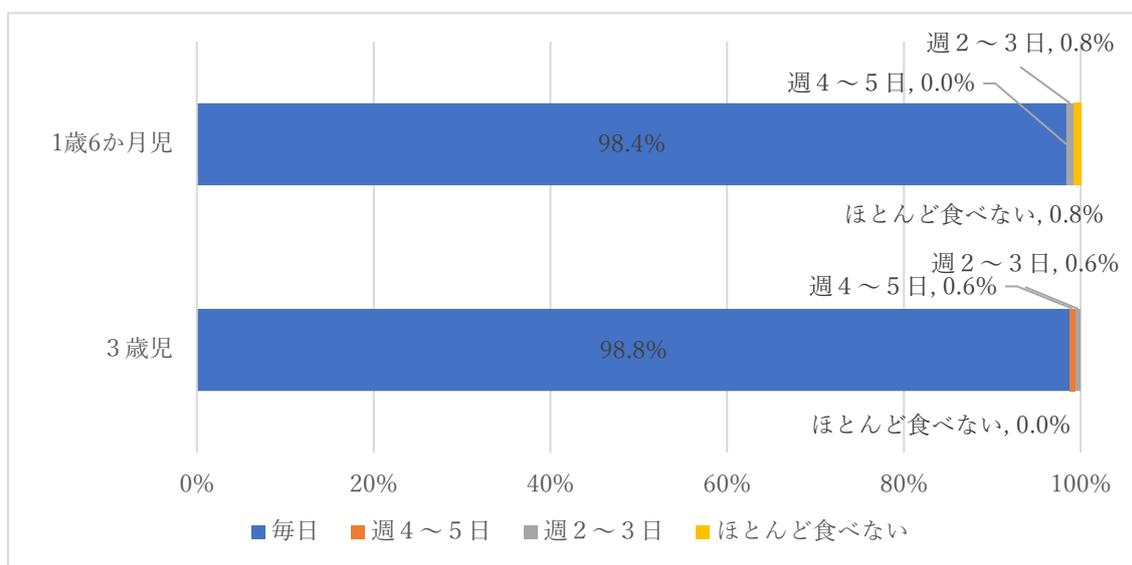
2. 食育と栄養

①子どもの食生活等の状況

- ・乳幼児（1歳6か月児 125名、3歳児 159名）

朝食を毎日食べている子どもの割合は、1歳6か月児、3歳児共に98%以上となっています。

朝食摂取の割合

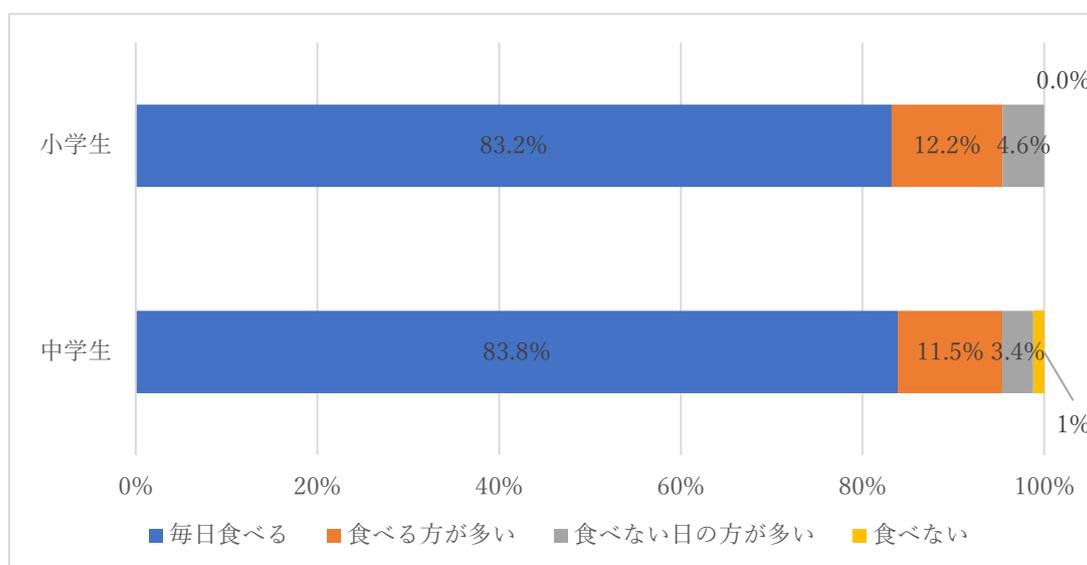


（令和4年度 乳幼児健診時のアンケート調査）

- ・小学生、中学生（小学5年生 131名、中学生 330名）

朝食を毎日食べると回答した子どもは、小学生で83.2%、中学生で83.8%となっています。

朝食摂取の割合

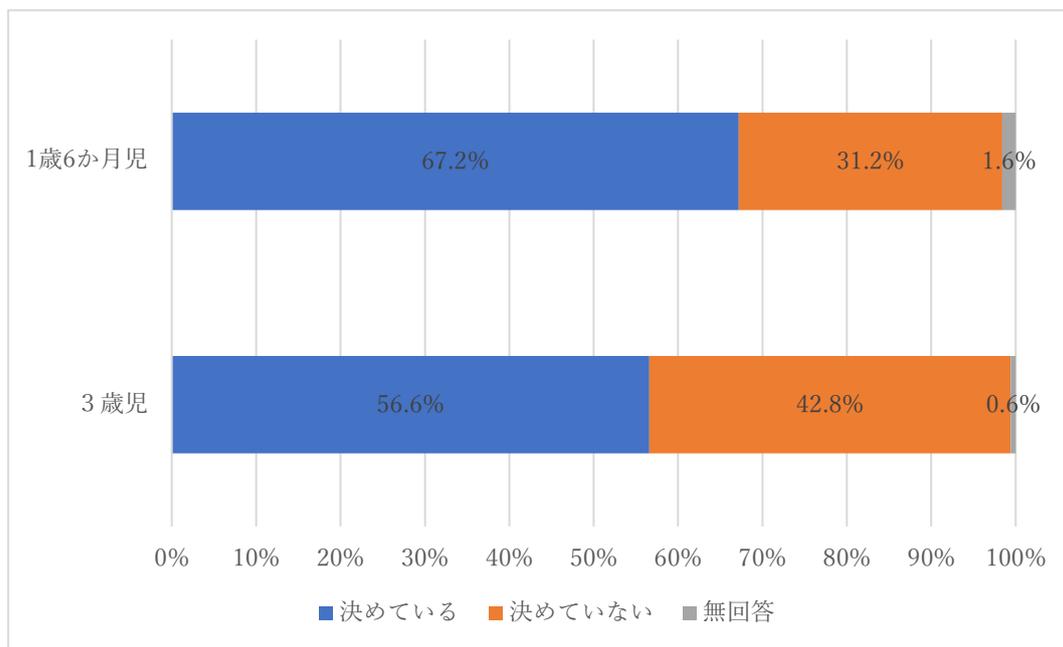


（令和4年度 生活習慣アンケート調査）

②おやつを決めている

おやつについては、おやつは決めていない子どもの割合は、1歳6か月児で31.2%、3歳児で42.8%です。

おやつを決めている子の割合



(令和4年度 乳幼児健診時アンケート調査)



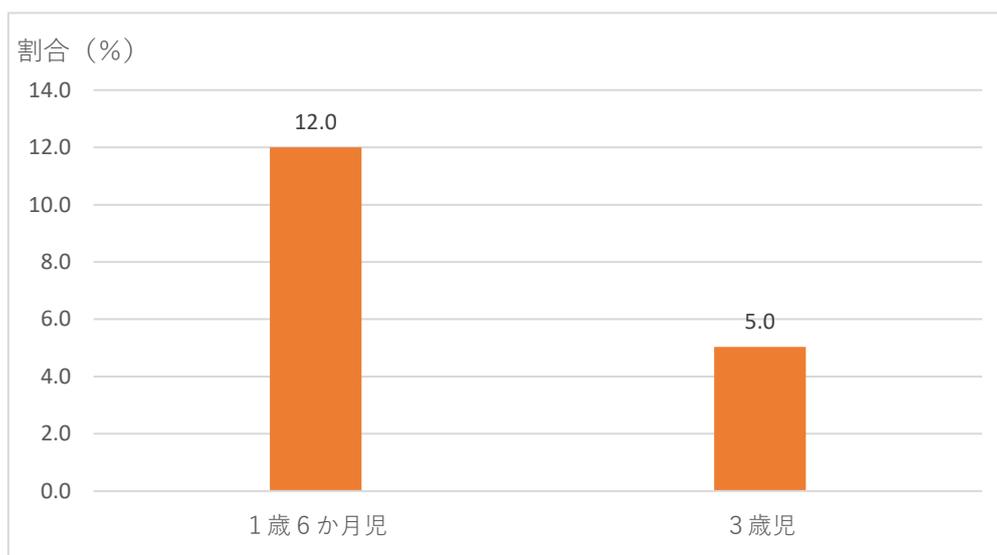
3. 食育と健康

①肥満の状況

- 1歳6か月児、3歳児の肥満の状況

肥満の割合は1歳6か月児で12.0%、3歳児で5.0%となっています。（肥満度の求め方は、33ページに載せています。）

肥満の幼児の割合

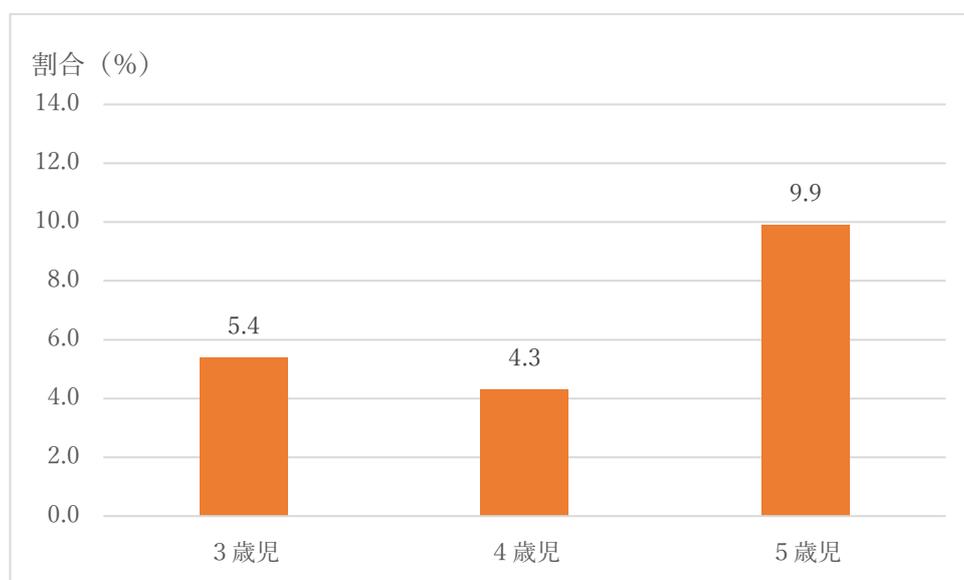


(令和4年度 乳幼児健診受診者)

- 保育所の肥満の状況

肥満の割合は3歳児で5.4%、4歳児で4.3%、5歳児が9.9%となっています。

肥満の幼児の割合

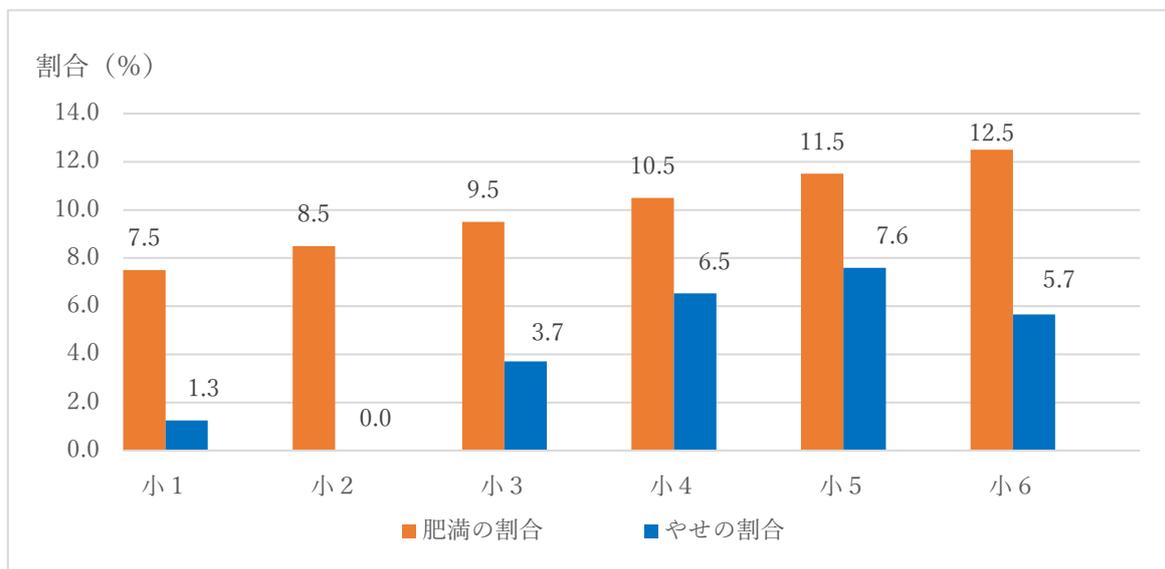


(令和4年度 保育所栄養報告書 鳥栖保健福祉事務所)

・小学生の肥満の状況

小学生の身体計測の結果を見ると、年齢が上がると肥満の子どもの割合が増える傾向にあります。やせの子どもの割合は、肥満の子どもの割合よりは少ないですが、やせの子どもの割合も高学年に入ってくると増加傾向にあります。（肥満度の求め方は、34 ページに載せています。）

小学生の肥満とやせの割合

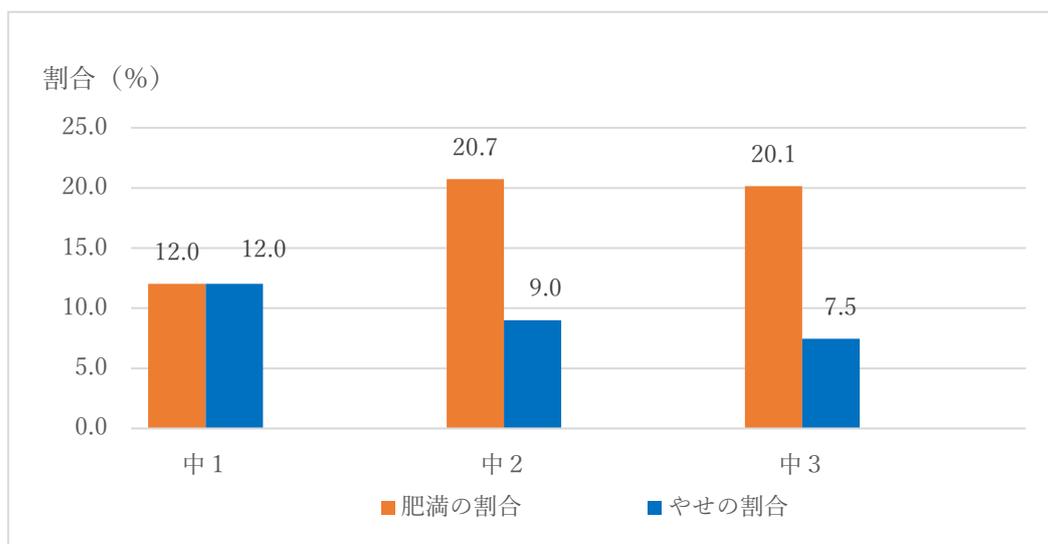


(令和4年度 小学校身体計測 1学期実施)

・中学生の肥満の状況

中学生では、肥満の子どもの割合は増加傾向にあり、中学2年生と中学3年生では、学年の人数の2割を占めています。小学生と比べてやせの子の割合も増加しています。

中学生の肥満とやせの割合

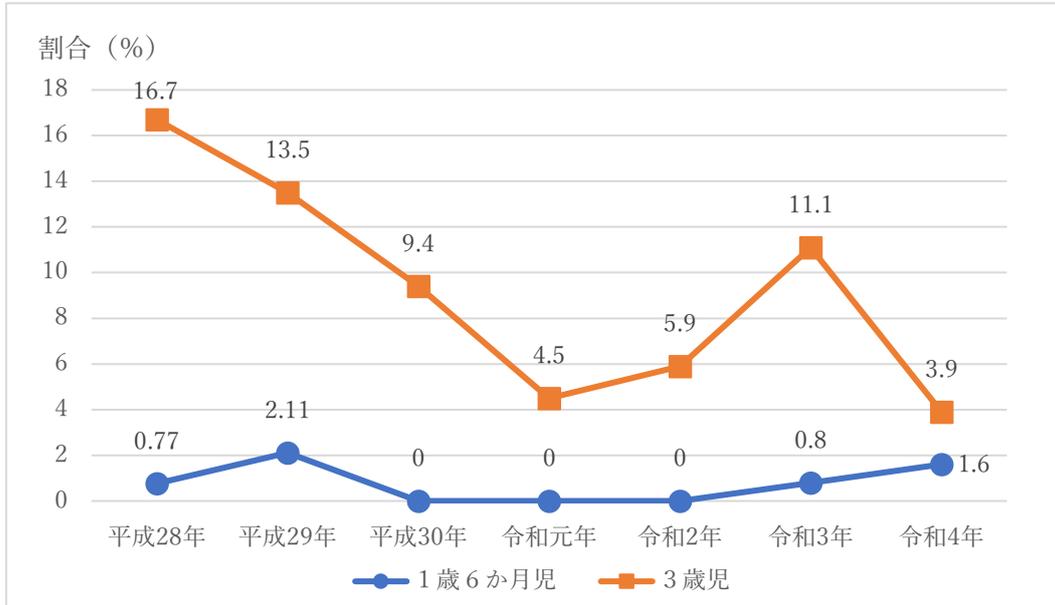


(令和4年度 中学校身体計測 1学期実施)

②虫歯の状況

子どもの虫歯の割合は、1歳6か月児はゆるやかな増加傾向です。3歳児は令和元年度より増加傾向でしたが、令和4年度には減少し3.9%となっています。

虫歯の割合の推移

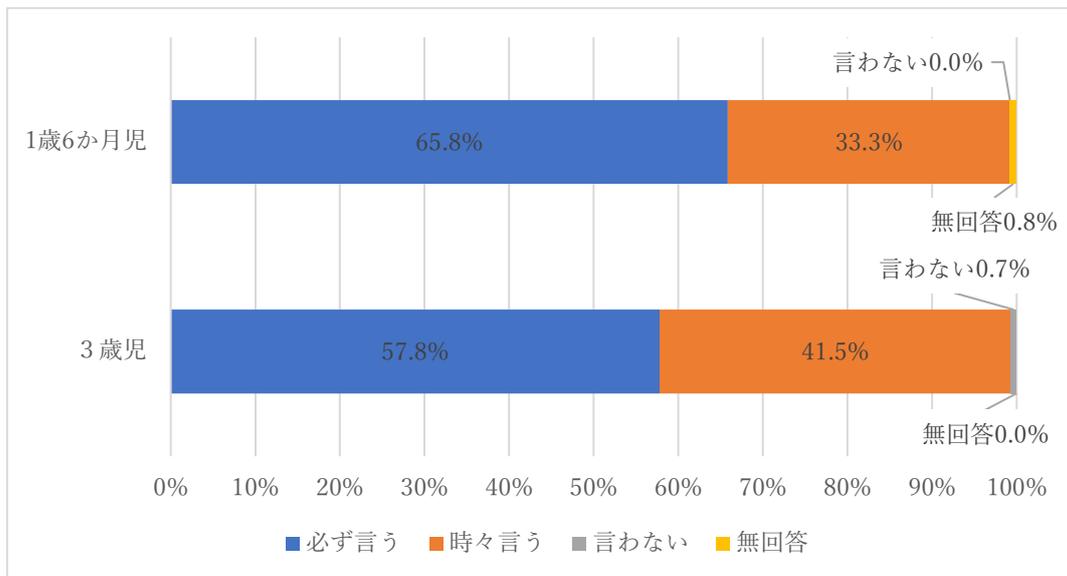


(乳幼児健診受診者)

③食事のあいさつ

「いただきます・ごちそうさまを必ず言う子ども」の割合は、1歳6か月児で65.8%、3歳児で57.8%です。

「いただきます・ごちそうさま」を言う子の割合

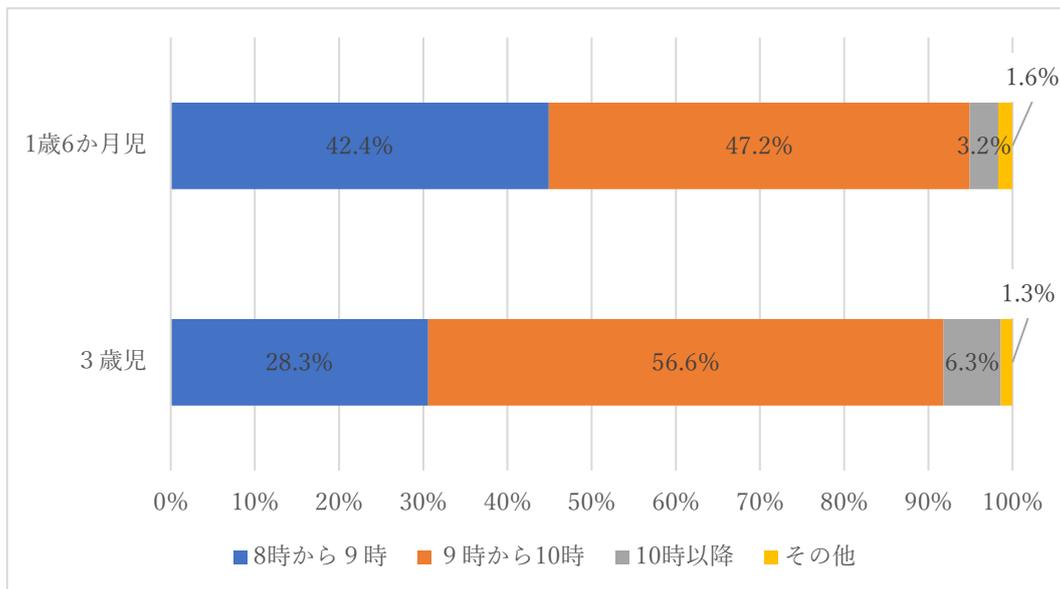


(令和4年度 乳幼児健診時のアンケート調査)

④就寝時間

就寝時間が午後9時までに寝る子どもの割合が、1歳6か月児で42.4%、3歳児で28.3%です。午後9時以降に寝る子どもの割合が、1歳6か月児、3歳児共に多いです。

午後9時までに寝る子の割合



(令和4年度 乳幼児健診時のアンケート調査)

⑤特定健診等の状況

・特定健診実施率

国民健康保険の40～74歳の方で、令和元年度から令和4年度までの特定健診実施率の推移を見ていくと、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施率が前年度を下回りましたが、その後回復し増加傾向にあります。

基山町国民健康保険 特定健診実施率

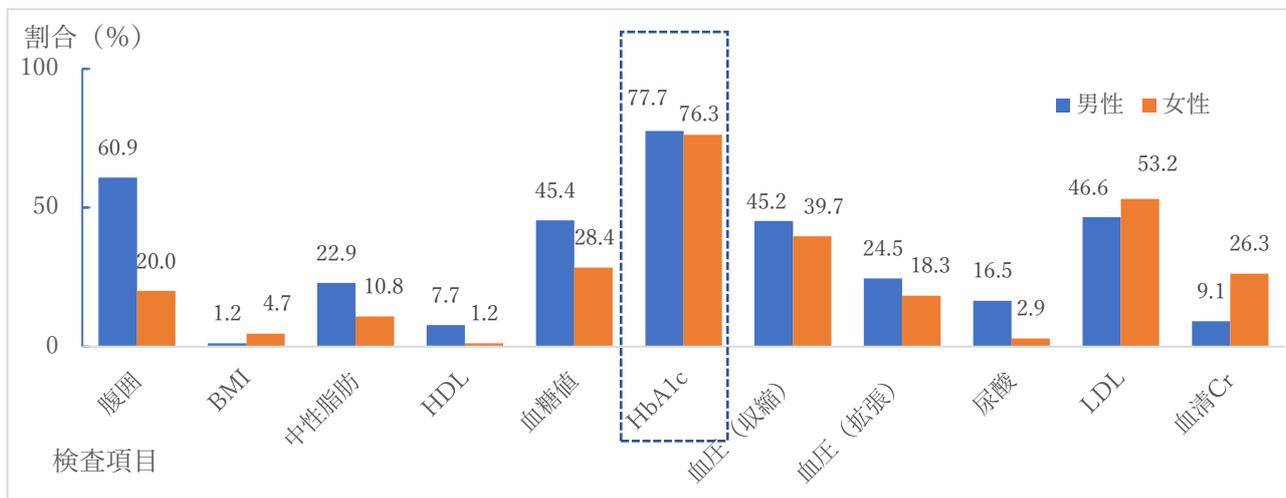
	対象者	受診者	実施率
令和元年度	2,683人	1,392人	51.9%
令和2年度	2,676人	1,243人	46.4%
令和3年度	2,629人	1,320人	50.2%
令和4年度	2,555人	1,369人	53.6%

(基山町特定健診 法定報告)

・特定健診にて保健指導判定値を示す人の割合

健診結果では、ほとんどの健診項目で男性が女性より保健指導判定値を示す人の割合が高いです。保健指導判定値項目の人数の割合が一番高いHbA1c（※1）については、男性は77.7%、女性は76.3%となっています。

特定健診にて保健指導判定値を示した人の割合



(令和4年度 40歳以上74歳基山町特定健診実施者)

血液検査保健指導判定値				
・腹囲	男性	85cm以上	・HbA1c	5.6%以上
	女性	90cm以上	・血圧 収縮期	130mmhg以上
・BMI（※2）		25kg/m ² 以上	拡張期	85mmhg以上
・中性脂肪		150mg/dl以上	・尿酸	7.0mg/dl以上
・HDLコレステロール（※3）		40mg/dl以下	・LDLコレステロール（※4）	120mg/dl以上
・血糖（空腹時）		100mg/dl以上	・血清クレアチニン（※5）	男性1.0mg/dl以上
				女性0.7mg/dl以上

⑥後期高齢者の体格の状況

BMI（肥満度）25以上（肥満）の割合は22.7%、18.5以下（やせ）の割合は8.3%です。

体格（やせ傾向と肥満の人数）

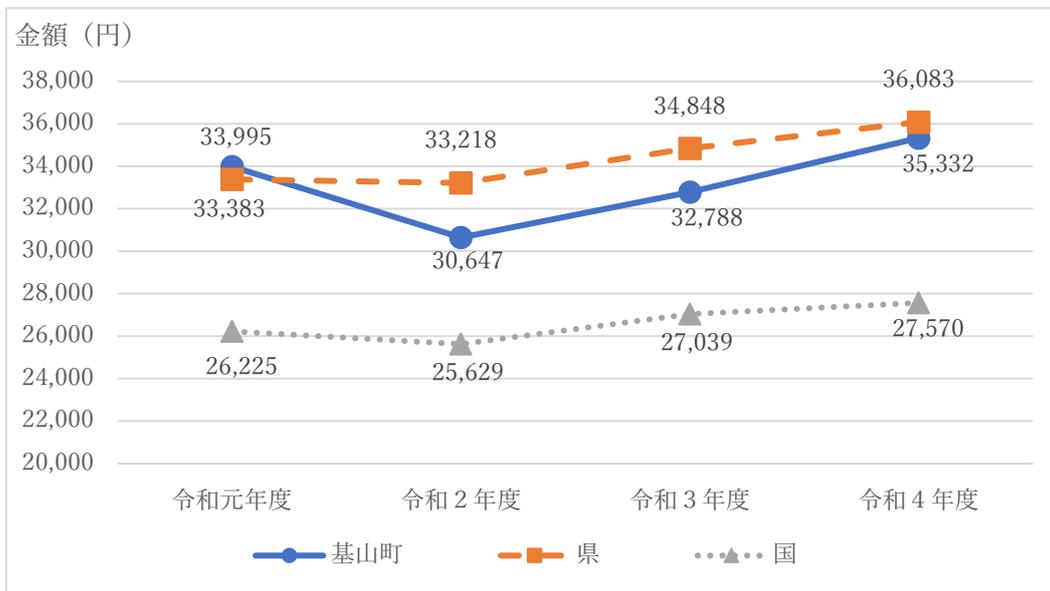
BMI	区分	やせ傾向		肥満 (25以上)
		(20以下)	(再掲) 18.5以下	
	人数	153人	72人	198人
	割合	17.5%	8.3%	22.7%

(令和4年度 基山町後期高齢健診実施者)

⑦医療費の状況

1人当たりの医療費を見ても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により健診受診を控えられた方が多く、前年度を下回りましたが、その後は増加傾向にあります。また、国と比べるとその額は高いです。

1人当たりの医療費の推移

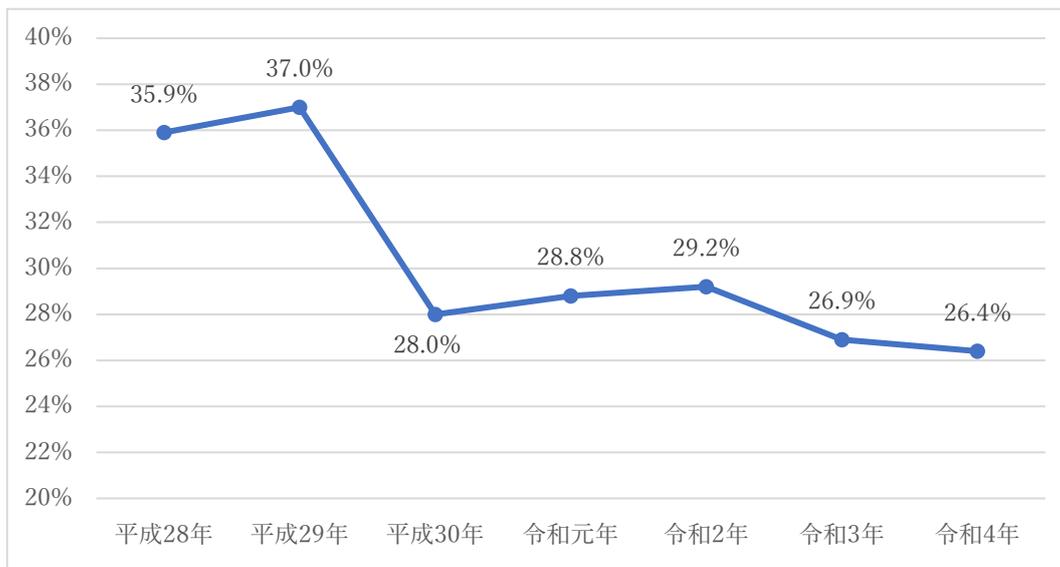


(KDB システム (※6))

⑧食べる速度が人より速い人の割合

食べる速度が人より速い人の割合は減少傾向となっており、令和4年度には26.4%となっています。

食べる速度が人より速い人の割合の推移



(基山町国保特定健診受診者)

4. アンケート調査結果

①小中学生の食事・健康に関する意識について

食事・健康に関する調査から、健康であるために食事は大切と回答した割合が100%となっており、健康と食事の関係について意識が高いということが分かります。

食事・健康に関する調査について

項目	小学校 5年生 (回答 129人)	中学校 2年生 (回答 87人)	全体合計 (回答 216人)
健康に良い食事をしている児童生徒の割合	86.0%	83.9%	85.2%
栄養バランスのよい食事（主食・主菜・副菜2品）を選択した児童生徒の割合	95.3%	96.6%	95.8%
毎日の食事について、毎日またはほとんど毎日3回食事をする選択をした児童生徒の割合	93.7%	90.8%	92.6%
食べ物の好き嫌いはあまりないを選択した児童生徒の割合	38.8%	48.3%	42.6%
簡単な調理について、できるまたは少しできるを選択した児童生徒の割合	89.9%	88.5%	89.4%
健康であるために運動は大切またはやや大切を選択した児童生徒の割合	98.4%	98.9%	98.6%
健康であるために食事は大切またはやや大切を選択した児童生徒の割合	100.0%	100.0%	100.0%
健康であるために睡眠は大切またはやや大切を選択した児童生徒の割合	99.2%	100.0%	99.5%

(令和5年度 食事・健康に関する調査)



②後期高齢者の健康状態の意識について

後期高齢者健診時の質問票より、1年以内に歩く速度の変化、転倒、運動習慣の減少について回答された方が一番多く、67.1%でした。次に口腔機能の低下について回答された方が38.1%でした。

質問票による健康状態の総合的な把握

類型名	質問内容	人数	割合
健康状態	現在の健康状態はどうか (よくない・あまりよくないと回答された方)	96人	12.3%
心の健康状態	毎日の生活に満足しているか (やや不満・不満と回答された方)	66人	8.4%
食習慣	1日3食きちんと食べていますか (いいえと回答された方)	33人	4.2%
口腔機能	半年前に比べて硬いものが食べにくい お茶や汁物等でむせる	298人	38.1%
体重変化	6か月間で2～3kgの体重減少	84人	10.7%
運動・転倒	以前に比べて歩く速度が遅くなった この1年間に転んだことがある ウォーキング等の運動を週1回以上していない	525人	67.1%
認知機能	周りの人から「いつも同じことを聞く」など物忘れがあると言われる 今日が何月何日か分からない時がある	194人	24.8%
喫煙	煙草を吸うか	28人	3.6%
社会参加	週に1回以上外出する 普段から家族が友人と付き合いがある (両質問にいいえと回答された方)	64人	8.2%
ソーシャルサポート	体調不良時、身近に相談できる人がいる (いいえと回答された方)	28人	3.6%

(令和4年度 基山町後期高齢者健診時の後期高齢者質問票 782人)



第3章 これまでの取組

第1次基山町食育推進基本計画の目標指標の達成状況

目標指標の達成状況は、目標項目が35項目ある中、達成が1項目でした。また、目標値までは届きませんでしたが、改善している項目も14項目ありました。★は、改善したところです。

目標項目	対象	計画策定時 (H23基準値)	目標値	実績値	達成状況	データソース	
低出生体重児(※7)が生まれる割合	妊娠期	14.5%	10%以下	6.4%	達成	保健統計年報(令和2年度)	
夜9時までには寝る子の割合	1歳6か月児	35%	50%以上	42.4%	未達成★	食育アンケート (令和4年度) (令和5年度)	
	3歳児	32%		28.3%	未達成		
	5歳児	38%		20.5%	未達成		
毎日朝食を食べる子の割合	1歳6か月児	94%	100%	98.4%	未達成★		
	3歳児	94%		98.8%	未達成★		
	5歳児	95%		88.6%	未達成		
朝食に主食とおかずを食べる子の割合	1歳6か月児	68%	80%以上	68.8%	未達成★		
	3歳児	66%		61.6%	未達成		
	5歳児	61%		59.1%	未達成		
いただきます・ごちそうさまを言う子の割合	1歳6か月児	88%	100%	99.2%	未達成★		
	3歳児	99%		99.3%	未達成★		
	5歳児	99%		95.4%	未達成		
食事は家族の誰かと食べている割合	1歳6か月児	98%	100%	91.1%	未達成		
	3歳児	97%		91.2%	未達成		
	5歳児	100%		95.4%	未達成		
おやつ時間を決めている子の割合	1歳6か月児	63%	80%以上	67.2%	未達成★		
	3歳児	61%		56.6%	未達成		
排便が毎日ある子の割合	1歳6か月児	87%	90%以上	72.8%	未達成		
	3歳児	74%		51.6%	未達成		
食育という言葉を知っている親の割合	1歳6か月児	89%	100%	97.5%	未達成★		
	3歳児	88%		98.6%	未達成★		
	5歳児	94%		97.7%	未達成★		
毎日朝食を食べる子の割合	小学生	97%	100%	83.2%	未達成	生活習慣アンケート (令和5年度)	
	中学生	88%	100%	83.8%	未達成		
朝食に主食とおかずを食べる子の割合	小学生	70%	80%以上	47.7%	未達成		
	中学生	60%	70%以上	56.0%	未達成		
排便が毎日ある子の割合	小学生	47%	60%以上	58.0%	未達成★		
特定健診実施率		35.9%	65%以上	53.6%	未達成★	法定報告(令和4年度)	
メタボ該当者・予備群の割合	特定健診 対象者	男	43.3%	40%以下	男 53.1%	未達成	特定健康診査結果 (令和4年度)
		女	14.1%	10%以下	女 17.7%	未達成	
男		57.0%	45% 以下	男 73.6%	未達成		
女		54.3%		女 73.2%	未達成		
LDLコレステロールの異常者の割合		男 54.5%	45% 以下	男 46.6%	未達成★		
	女 62.5%	女 53.2%		未達成★			

第4章 取組の基本方針及び目標

1. 基本方針

今後7年間で特に重点的に取り組むべき重点課題を以下のとおり掲げ、取組を展開していきます。

(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進

高齢化の進行の中で、健康寿命(※8)の延伸が課題であり、町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や乳幼児から高齢者に至る、ライフステージ(※9)や多様なライフスタイルに対応し、切れ目なく生涯を通じた健康を支えることが重要です。

＜ライフステージに応じた町民への働きかけ＞

＜生活習慣病の予防や健康寿命の延伸＞

＜歯の健康を保つなどの健康づくり＞

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育においても食環境の持続に資する取組、また、食料の生産から消費に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、感謝の気持ちをもって、食べ物が無駄にしない意識の醸成や理解を深めることを推進することが重要です。

また、食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、これまで地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理、行事食、家庭料理や食事の際の作法などが失われていくことが危惧されています。こうした料理等を次世代に残すため、食文化を継承するための食育を推進することが重要です。

＜食と環境の調和＞

＜地産地消の取組＞

＜食文化の理解と伝承＞

＜食に関するマナーを身につける＞

(3) 多様な団体との連携・協働による食育の推進

食育の推進にあたっては、町や各家庭、関係機関をはじめ多くの関係者の理解と協力のもと、取組を進めることが大切です。食育に関する正しい情報の提供や知識の普及、そして各種団体の活動及び連携を密にして、それぞれの特性を活かした食育を推進することが重要です。

＜協働による食育の推進＞

2. 重点課題に係る目標設定の考え方

アンケート調査、第1次基山町食育推進基本計画の成果や現状から課題を整理しました。

(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進

○子どもの基本的な生活習慣の形成

- ・共働き世帯が過半数、核家族世帯も増加するなど生活環境が変化する中で、乳幼児以外での朝食欠食の増加や就寝時間が遅いといった生活リズムの乱れなどの問題が見られます。
- ・子どもの肥満は、成人の肥満につながるリスクがあります。食生活の乱れや運動不足などの影響が考えられます。おやつによっては、食事による必要な栄養素が摂れなくなるなど、肥満や虫歯の原因になることが考えられるため、子どもの食習慣等についても保護者に伝えていくことが大切です。

○健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の基山町国保特定健診実施率が前年度を下回りましたが、その後回復し増加傾向にあります。自分の健康状態を把握するためにも、年に1回は職場や地域での健康診断を受診するように呼びかけ、生活習慣病予防についての情報を提供し、健康状態の改善等の推進を行っていくことが大切です。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

○地産地消の推進

- ・保育所や学校の給食では、献立に地域の食材を使用したものを取り入れ地産地消を推進します。
- ・食農体験等の学習を通して、食料の生産から消費に至るまでには、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の気持ちと理解を深めることが大切です。

○和食文化や郷土料理の保護・継承

- ・保育所や学校の給食では、献立に行事食や郷土料理等を取り入れ、子どもたちに郷土料理や伝統料理の紹介を行うことが必要です。
- ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸の使い方等の食べ方、作法を受け継いでいくことを推進していくことが大切です。

(3) 多様な団体との連携・協働による食育の推進

○新たな日常に合わせた食育の推進

- ・ワークライフバランスが推進されていることや働き方や暮らし方の変化により、生活習慣や食生活を見直す機会にもつながるよう、食育を推進していくことが必要です。
- ・食育活動を通じて学んだことが家庭で共有されること等により、家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を行うことが必要です。

3. 第2次基山町食育推進基本計画の目標指標一覧

第2次食育推進基本計画においては、アンケート調査、第1次食育推進基本計画の指標達成状況及び現状を踏まえ、町では次のとおり目標を設定します。

基山町食育推進基本計画の目標一覧

目標項目	対象	計画策定時 (R6基準値)	目標値 (R12)	データソース
低出生体重児が生まれる割合	妊娠期	6.4%	5.0%以下	保健統計年報
毎日朝食を食べる子の割合	1歳6か月児	98.4%	100.0%	食育アンケート
	3歳児	98.8%		
	5歳児	88.6%		
夜9時まで寝る子の割合	1歳6か月児	42.4%	50.0%以上	
	3歳児	28.3%		
	5歳児	20.5%		
おやつを決めている子の割合	1歳6か月児	67.2%	80.0%以上	
	3歳児	56.6%	70.0%以上	
排便が毎日ある子の割合	1歳6か月児	72.8%	80.0%以上	
	3歳児	51.6%	60.0%以上	
子どもの肥満の割合	1歳6か月児	12.0%	減少	
	3歳児	5.0%		
	5歳児	6.5%		
学校給食の基山町産食材の利用割合	学校給食	20.0%	増加	生活習慣アンケート
減農薬農作物の学校給食への利用回数	学校給食	2回	12回	
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学生	83.2%	100.0%	
	中学生	83.8%		
排便が毎日ある児童生徒の割合	小学生	58.0%	60.0%以上	
	中学生	67.2%	70.0%以上	
児童生徒の肥満の割合	小学生	10.8%	減少	
	中学生	17.5%		
特定健診実施率	特定健診 対象者	53.6%	60.0%以上	法定報告
メタボ該当者・予備群の割合		32.8%	30.8%以下	特定健康診査結果
血糖異常者（HbA1c6.5%以上）の割合		12.6%	10.6%以下	
「歯（し）あわせ健診」（※10）の受診率	後期高齢者	27.1%	増加	76歳「歯（し）あわせ健診」
70歳75歳介護予防健診（※11）の受診率		43.2%	増加	70歳75歳介護予防健診
1日3食きちんと食べている人の割合		95.8%	100.0%	後期高齢者質問票
口腔機能を維持できている人の割合		61.9%	70.0%以上	

第5章 具体的取組の展開

1. 事業の展開

(1) 生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進

<ライフステージに応じた町民への働きかけ>

- ・乳幼児期の食習慣は、家族の食習慣に影響されることが多いこと、またおやつや時間の虫歯や肥満に影響することなどについて、保護者に対し食に関する知識の支援に取り組みます。
- ・自身及び家族の健康を維持促進するためには、食に関する正しい情報を得て、自分に合った食の選択が行えるよう、食に関する基礎教養等を身に付ける必要があります。乳幼児健診や保健指導、学校などの学習や地域での出前講座などを通して、知識の普及に取り組みます。
- ・高齢者の一人暮らし、ひとり親世帯等が増えるなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えているため、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）等を通して、共食する機会を増やすことを推進します。

<生活習慣病の予防や健康寿命延伸>

- ・生活習慣病の予防や重症化予防の為、自分に合った食を選択する力を身に付けられるよう知識の普及や特定健診受診者の方への結果説明会や訪問等での保健指導を行います。
- ・高齢者にとって生活習慣病やフレイル（※12）等の予防の為にも日々の食生活は大切です。今後も食に関する情報提供を行います。

<歯の健康を保つなどの健康づくり>

- ・乳幼児期から、虫歯や歯周疾患を予防し、健康な歯と口腔を維持するために乳幼児健診での歯科健診、歯科相談及びフッ化物塗布、また、保育所、幼稚園等での歯磨き指導などの取組を引き続き行います。
- ・幼児期から歯磨きなどの歯の健康を保つ習慣作りや、よく噛んで食べる習慣作りの取組を推進します。
- ・かかりつけ歯科医をもつことや、歯と口腔の健康に関心を持ち、生涯を通じた歯と口腔の健康維持向上につなげるため、歯周疾患健診への受診勧奨などを行います。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

<食と環境の調和>

- ・生産、流通、販売、消費、廃棄のそれぞれの段階で、自然環境に負荷をかけない行動を選択するよう変化していくことを推進します。
- ・食料資源の浪費や環境への負荷の増加について目を向け、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食に関する感謝の気持ちや理解に取り組むことを推進します。

<地産地消の取組>

- 保育所や学校等での給食における地場産物の活用や直売所等における地域農家の農作物の販売などの取組を引き続き行います。
- 地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の意義を理解し、地域で生産された食材を積極的に食卓に取り入れていくことを推進します。

<食文化の理解と伝承>

- 保育所や学校における給食や体験活動を通して、郷土料理や季節の行事に合わせた行事食等について学習する取組を推進していきます。
- 季節の食材を使用した料理やご飯を主食とした和食料理を食卓に取り入れることで、家庭において食文化が継承されていくことを周知します。

<食に関するマナーを身につける>

- 家庭や保育所・学校での給食を通して子どものうちから、食事のマナーやはしの使い方等を学ぶといった取組を推進していきます。

(3) 多様な団体との連携協働による食育の推進

<協働による食育の推進>

- 町や各家庭、関係機関、食育活動団体をはじめ多くの関係者の理解と協力のもと、取組を進めることが大切です。町民一人ひとりが食育に関心を持ち、日常生活の中で継続的に適切な行動がとれるよう、町民、保育所、幼稚園等、学校、関係機関、各種団体、行政機関が連携し、一人ひとりが健やかで幸せな生活が送れるよう総合的な食育の取組の推進を図ります。



2. 具体的な役割

食育推進基本計画を実現するため、町民や家庭、保育所、幼稚園等、学校、地域、関係機関や町（行政）等がそれぞれの役割を認識したうえで連携を図り取り組んでいきます。

（１）町民の役割

町民は、一人ひとりが食に対する正しい知識と理解を深め、食生活を見直し、より良い食習慣を実践できるよう努めます。また、家庭や地域、学校、職場など、町民生活のあらゆる分野において、自主的・積極的に食育に取り組むとともに、町が実践する施策に協力するよう努めます。

（２）家庭の役割

家庭は食生活の基本の場であり、食育の場として重要な役割を担っています。子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、家族団らんの中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、家庭の味、食事のマナーを身につけ、家族の心身の健康を保持増進する食生活を実践するよう努めます。

（３）保育所、幼稚園等、学校の役割

家庭と同様、保育所、幼稚園等、学校は、集団生活の中で成長期の子どもを対象とした食育を推進する役割を担うとともに、食に関する様々な体験を通して人と人とのつながりや食に対する感謝の気持ち、自然や食物の恩恵を実感する場としての役割をもちます。家庭、地域と連携しながら、子どもたちの年齢に応じた食育を推進します。

（４）地域の役割

地域においては、特性を生かした郷土料理や食文化に親しみ、地域の行事等を通して食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践に取り組むよう努めます。

（５）関係機関等の役割

食育を推進する関係機関等がそれぞれに持つ専門性や特徴を生かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全・安心に関する知識の普及など町民と一体となった活動に努めます。

（６）町（行政）の役割

食育推進基本計画の取組を関係機関等との連携・協働により食育に関する施策を総合的に推進します。また、食育に関する情報収集及び情報提供等に努め、町民が自主的に食育に取り組み、健康づくりや生活習慣病の予防と改善につながるよう支援する役割を担います。

參考資料

ライフステージ別の取組の例

乳児期・幼児期

食の基礎を作る大切な時期であり、心身の発育・発達も著しい時期です。家庭や保育園・幼稚園でみんなと楽しく囲む食卓を通じて、基本的な食習慣やマナー、食べることの楽しさや大切さを伝えることが重要です。また、食農体験を通して食への関心を高め、感謝する気持ちを育てることも大切です。

<取組>

- ・乳幼児健診や教室などで、基本的な生活習慣や望ましい食生活の普及を図る。
- ・子どもの肥満、食物アレルギーや偏食等、食を起因とする問題など、子どもの食の悩みに対応できるように、気軽に相談できる環境の整備に努める。
- ・配膳、箸の持ち方、正しい姿勢で食べる等の食事マナーや正しいおやつを取り方を身につける。
- ・保育所・幼稚園等で野菜作りなどの体験をし、感謝の心を育む。
- ・保育所・幼稚園等で給食や調理体験を通して、食べ物に対する関心を高める。

学童期・思春期

身体的基础ができ心身ともに大人になるための大事な時期です。社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られ、特に朝食欠食等の食習慣の乱れや肥満傾向の子どもの増加、思春期のやせなど、心と体の健康問題が生じています。心身の健康と食とのかかわりに対する知識を身につけ、自らが食事を選択する能力を高めることも大切です。

<取組>

- ・小学校や中学校で基本的な生活習慣病や望ましい食生活の普及を図り、健康状態の改善等の推進する。
- ・学校給食に地域の食材を利用し、地産地消を推進する。
- ・小学校や中学校で各教科や総合的な学習の時間等を通じて、食に関する指導や食文化の伝承など充実を図る。
- ・小学校や中学校で食農体験等を通して感謝の心を育む。
- ・子どもの孤食に対応するため、多世代との交流も含めた地域における共食の場などを活用できるよう情報提供を行う。

青年期・壮年期

社会人として活躍し、結婚・出産・育児など家庭でも中心的な役割を担う時期です。男性は肥満の増加が懸念されることや女性はやせの者が多いなど、食生活に起因する課題が多いです。子育て世代でもあるため、家庭での食生活や食習慣が子どもの成長に大きく影響を与えるため、家庭においては、子どもたちへ食育を通して自らの生活を見直し、食事マナーや食材に関する知識を伝え、家族団らんや地域と触れ合う場を作る役割を担っています。

<取組>

- ・妊娠前から、規則正しい生活習慣を身につけ、朝昼夕の食事をきちんととることを推進する。
- ・家族団らんの食事を推進する。
- ・職場や地域での健康診断を定期的に受診するよう呼びかける。
- ・健診結果と生活習慣との関連について伝えることを推進する。
- ・健診結果説明会や訪問などで、生活習慣病予防についての情報を提供していく。

高齢期

加齢による咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、筋肉量の低下などの課題があります。長年の生活習慣の積み重ねにより、何らかの疾患を有しているという特徴が挙げられます。健康寿命の延伸に向けて個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図れるように食育を推進する必要があります。また、自らの健康管理に努めるとともに、昔から伝わる食文化などを、家庭・地域・学校等で次の世代に伝えていく役割が期待されています。

<取組>

- ・病院や地域での健診を定期的に受診するよう勧める。
- ・健康状態にあった食事内容について、相談・情報提供に努める。
- ・高齢者の孤食に対応するため、多世代との交流も含めた地域における共食の場などを活用できるよう情報提供を行う。
- ・郷土料理や食文化の伝承に取り組む。

基山町食育推進基本計画策定委員会名簿等

策定委員名簿

氏名	所属等	役職
森永 利美	鳥栖保健福祉事務所	
酒井 佐和子	基山町立基山小学校栄養教諭	
高尾 美和	基山町立若基小学校教諭	
富崎 知佳	基山町立基山中学校栄養教諭	
河本 瑞枝	基山町役場 総務課	
原 后得	基山町役場 企画政策課	委員長
水田 貴久子	基山町役場 教育学習課	
石井 耕輔	基山町役場 産業振興課	
伊藤 吉紀	基山町役場 まちづくり課	
倉富 優花	基山町役場 福祉課	
山田 知美	基山町役場 こども課	副委員長
田代 梨紗	基山町立基山保育園 管理栄養士	

事務局

村上 妙子	基山町役場 健康増進課	課長
城島 信嗣	基山町役場 健康増進課	係長
大塚 さや与	基山町役場 健康増進課	管理栄養士

策定委員会開催日

開催年月日	内容
令和6年5月9日	第1回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次基山町食育推進基本計画（案）について ・スケジュールについて
令和6年7月3日	第2回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次基山町食育推進基本計画（案）について ・各課からのアンケート結果について
令和6年8月9日	第3回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次基山町食育推進基本計画（案）について

基山町食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(令和6年3月27日告示第25号)

(設置)

第1条 基山町食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、様々な分野の専門的な意見を反映するため、基山町食育推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定・提言に関すること。
- (2) 基本計画の調査研究に関すること。
- (3) その他基本計画に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 鳥栖保健福祉事務所の食育推進担当
- (2) 小中学校の栄養教諭
- (3) 庁内食育関係課の職員

3 委員会の委員の任期は、基本計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康増進課健康増進係において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

食育基本法

(平成 17 年法律第 63 号、最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号)

(目次)

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣

に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩せよう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国に

において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

用語説明

※1 HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー) (P11)

ヘモグロビンに糖がくっついたもので、今の生活(食事と運動)で血糖値をコントロールできているかを確認する指標。糖尿病の診断に用いられる。検査前の2~3か月の血糖状態が分かる。

※2 BMI (ビーエムアイ) (P11)

「Body Mass Index」の頭文字で体重と身長から算出される体格指数のこと。肥満ややせの判定に用いられる。体重(kg)÷(身長(m))²で求められる。

※3 HDL コレステロール (P11)

「High Density Lipoprotein」の頭文字で高比重リポタンパクの意味。血管壁に付着した余分なコレステロールや余ったコレステロールを回収し、肝臓へ戻し、動脈硬化を防ぐ働きをする脂質。

※4 LDL コレステロール (P11)

「Low Density Lipoprotein」の頭文字で低比重リポタンパクの意味。肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割をもっている。増えすぎると動脈硬化を起こす可能性がある。

※5 血清クレアチニン、血清 Cr (P11)

腎臓の機能を表す値。クレアチニンは、筋肉に含まれているタンパク質の老廃物。本来は、腎臓の糸球体でろ過され尿中に排出されるが、腎臓の機能が低下すると尿中に排出される量が減少し、血液中にクレアチニンが溜まる。腎臓の機能の低下とともに、値は高くなる。

※6 KDB システム (P12)

国保データベースシステムのこと。国保連合会が保険者から委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「健診」「医療」「介護」などの情報を活用し、保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

※7 低出生体重児 (P15)

出生時に体重が2,500g未満の赤ちゃんのこと。

※8 健康寿命 (P16)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

※9 ライフステージ (P16)

年齢にともなって変化する生活段階のこと。ライフサイクルをいくつかのステージに分割し、人の生涯を乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などの節目ごとに区切ったそれぞれの段階をさす。

※10 歯（し）あわせ健診（P18）

佐賀県後期高齢者医療広域連合が行っている、76歳の方を対象とした歯科健診。歯周疾患、口腔衛生、口腔機能などの検査を行う。

※11 介護予防健診（P18）

対象者の身体・認知機能を確認するための健診。フレイル状態を早期に把握し、必要な支援につなげていく。また、健診を通し、加齢に伴った心身の変化を自覚し、身体・認知機能の維持の重要性を理解し、自らが健康の保持・増進に努めることを意識づけし、気づきの場とする。

※12 フレイル（P19）

健康な状態から要介護へ移行する中間の段階と言われている。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり、家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般をさす。

P7 幼児期の肥満の状況 肥満度の計算方法

●肥満度の求め方（幼児）

肥満度＝【実測体重（kg）-身長別標準体重（kg）】/身長別標準体重（kg）×100（％）

- 身長別標準体重算出方法（平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づく）
- 男児 標準体重＝0.002226×身長²-0.1471×身長+7.8033
- 女児 標準体重＝0.002091×身長²-0.1139×身長+5.7453

●肥満度による判定区分

区分（肥満度）	呼称	
+30%以上	ふとりすぎ	} (肥満傾向：+15%以上) 「肥満」に計上
+20%以上 +30%未満	ややふとりすぎ	
+15%以上 +20%未満	ふとりぎみ	
-15%超 +15%未満	ふつう	} (やせ傾向：-15%以下) 「やせ」に計上
-20%超 -15%以下	やせ	
-20%以下	やせすぎ	

P8 小学生・中学生の肥満の状況 肥満度の計算方法

●肥満度の求め方（5～17歳）

$$\text{肥満度} = \frac{\text{【実測体重 (kg) - 身長別標準体重 (kg)】}}{\text{身長別標準体重 (kg)}} \times 100 (\%)$$

●肥満度による判定区分

区分（肥満度）	呼称	
+50%以上	高度肥満	} (肥満傾向：+20%以上) 「肥満」に計上
+30%以上 +50%未満	中等度肥満	
+20%以上 +30%未満	軽度肥満	
-20%超 +20%未満	ふつう	} (やせ傾向：-20%以下) 「やせ」に計上
-30%超 -20%以下	やせ	
-30%以下	やせすぎ	